平成２６年（フ）第５６号
岩手県北上市九年橋３丁目18番５号　グランドハイツ斉藤205号、旧住所岩手県北上市新穀町２丁目１番19号
債務者　及川　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１５０号
群馬県渋川市金井2112番地
債務者　松村　三郎
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８０号
青森県五所川原市字芭蕉53番地21、申立時の住所群馬県伊勢崎市除ケ町425番地４　ミチコヒルズＢ１
債務者　白取　祐輔
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２００号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島477番地３　レオパレスマヒト96―205号
債務者　諏訪ひろみ（旧姓老川）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０９号
群馬県前橋市城東町１丁目８番地４　１Ｆ
債務者　大木　　忠
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１１号
群馬県前橋市山王町１―21―３　プレイス山王Ｂ202、住民票上の住所群馬県高崎市乗附町809番地１
債務者　田中みどり
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１２号
群馬県前橋市下新田町556番地16　ラークヒルズＣ―311号
債務者　佐野洋太郎
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５号
群馬県伊勢崎市連取町3026番地４　根岸マンション205
債務者　吉井　絵美
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１７号
群馬県渋川市伊香保町伊香保524番地150　竹子団地304
債務者　宮内佐智子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１８号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2865番地１　リュウガミⅡ203
債務者　仲村渠コレアラファエルロベルトこと　仲村渠ラファエル
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１９号
群馬県吾妻郡中之条町大字下沢渡46番地　木暮方
債務者　木暮　朋江
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２１号
群馬県前橋市古市町557番地　Ｂ―302号
債務者　清水加奈江
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２３号
群馬県前橋市石倉町２丁目13番地１　グレイスマンション102号
債務者　狩野千恵子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４４号
埼玉県春日部市南１丁目22番13号　レオパレス101、旧住所埼玉県越谷市大字下間久里479番地19
債務者　知久　孝行
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
埼玉県所沢市大字松郷107番地の10
債務者　森　健太郎
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７２号
千葉県木更津市朝日１丁目７番29号　17号室
債務者　原野　敏夫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２１１号
愛知県西尾市下矢田町円入庵58番地２
債務者　浅沼アンドレこと　ＡＬＶＥＳ　ＡＳＡＮＵＭＡ　ＡＮＤＲＥ　ＬＵＩＳ
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後２時　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係